

発議第1号

農協改革に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、農協改革に関する意見書を別紙のとおり提出する。

平成27年 3月25日提出

提出者 薩摩川内市議会
企画経済委員会
委員長 川 添 公 貴

提 案 理 由

農協改革については、本年2月に骨格が決定し、今国会での関連法案成立に向けた取組がされている。

J Aは、農業者や地域にとって極めて重要な組織であることから、農協改革に関しては、J Aグループの意見・要望等も踏まえつつ、協同組合として十分な役割が発揮できるような制度・政策の確立が必要である。

については、国会及び関係行政庁に対し、農協改革に関する意見書を提出しようとするものである。

農協改革に関する意見書（案）

政府は昨年6月に改訂した農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、農業の成長産業化に向けて農協改革の推進を決定しました。

また、JAグループでは、自己改革の検討に着手し、各段階での組織検討を踏まえ、「自己改革」を決定しました。

その後、JAと政府・与党との協議を経て、本年2月に農協改革の骨格が決定したことから、今国会での関連法案成立に向けた取組がされているところです。

JAは、食と農を基軸とする地域に根ざした協同組合として、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指しており、農業者や地域にとって極めて重要な組織であります。

したがって、農協改革に関しては、JAグループの意見・要望等も踏まえつつ、協同組合として十分な役割が発揮できるような制度・政策の確立に努められるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年 3 月 25 日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣